



## はじめに

2023年5月17日、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律が公布されました。本稿では、その概要を説明しますが、意見にわたる部分は筆者の私見であり、筆者の属する組織の見解ではないことを、あらかじめお断りさせていただきます。

なお、本稿では、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律のことを「改正法」といい、不当景品類及び不当表示防止法のことを「景表法」といい、現行の不当景品類及び不当表示防止法のことを「現行の景表法」といい、改正後の不当景品類及び不当表示防止法のことを「改正後の景表法」といいます。

## 改正に至った背景と改正事項の概要

景表法の改正は、2014年に2回にわたり行われていますが、同年11月改正の際の附則において、施行5年後の見直し検討がうたわれていました。そこで、消費者庁では、2022年3月から10回にわたって景品表示法検討会を開催し、さまざまな論点について検討が重ねられました。そして、2023年1月に報告書が公表されています。改正法は、この報告書の提言を踏まえたものになっています。

改正法による改正事項は多岐にわたりますが、おおむね、

①確約手続の導入や課徴金制度における返金措

置の弾力化といった「事業者の自主的な取組の促進」

②課徴金制度の見直しや罰則規定の拡充といった「違反行為に対する抑止力の強化」

③国際化の進展への対応や適格消費者団体による開示要請規定の導入といった「円滑な法執行の実現に向けた各規定の整備等」

という3つの項目に分類できます(図)。誌面の都合がありますので、以下、確約手続の導入、課徴金制度の見直し、罰則規定の拡充の3点を中心に説明します。

## 確約手続の導入

現行の景表法においては、違反行為の疑いのある場合、内閣総理大臣は、必要な調査を開始し、違反又は違反のおそれが認められたときに、措置命令又は行政指導を行うことができます。また、要件を満たす表示については、課徴金納付命令を行うこととなります。もっとも、実際の事案においては、調査を受けた事業者の中には、早期是正等を自主的かつ積極的に講じる事業者もあり、このような事情を法律上加味する制度が存在しませんでした。

他方で、措置命令といった行政処分などを行うに際しては一般に相当程度の時間を要します。しかし、早期是正等を自主的かつ積極的に講じる事業者について、相当程度の時間を要する調査といった行政資源を割く必要性は高くないといえます。

図 2023年景品表示法の改正(概要)

商品又は役務の取引に関する表示をめぐる状況に鑑み、景品表示法の改正により、事業者の自主的な取組の促進、違反行為に対する抑止力の強化等を講ずることで、一般消費者の利益の一層の保護を図る。

主な改正事項

1 事業者の自主的な取組の促進

■ 確約手続の導入

- ・ 優良誤認表示等の疑いのある表示等をした事業者が是正措置計画を申請し、内閣総理大臣から認定を受けたときは、当該行為について、措置命令及び課徴金納付命令の適用を受けないこととする。迅速に問題を改善する制度の創設（第26条～第33条）

■ 課徴金制度における返金措置の弾力化

- ・ 特定の消費者へ一定の返金を行った場合に課徴金額から当該金額が減額される返金措置に関して、返金方法として金銭による返金に加えて第三者型前払式支払手段（いわゆる電子マネー等）も許容（第10条）

2 違反行為に対する抑止力の強化

■ 課徴金制度の見直し

- ・ 課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における売上額を推計することができる規定の整備（第8条第4項）
- ・ 違反行為から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対し、課徴金の額を加算（1.5倍）する規定の新設（第8条第5項及び第6項）

■ 罰則規定の拡充

- ・ 優良誤認表示・有利誤認表示に対し、直罰（100万円以下の罰金）の新設（第48条）

3 円滑な法執行の実現に向けた各規定の整備等

■ 国際化の進展への対応

- ・ 措置命令等における送達制度の整備・拡充、外国執行当局に対する情報提供制度の創設（第41条～第44条）

■ 適格消費者団体による開示要請規定の導入

- ・ 適格消費者団体が、一定の場合に、事業者に対し、当該事業者による表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の開示を要請することができる。事業者は当該要請に応ずる努力義務を負う旨の規定の新設（第35条）

※消費者庁作成

そこで、改正後の景表法においては、違反の疑いのある行為をした事業者が是正措置計画等を申請し、内閣総理大臣から認定を受けたときは、その行為について、措置命令・課徴金納付命令の規定を適用しないこととする、いわゆる確約手続が導入されています(改正後の景表法26条～33条)。

確約手続は、大きく(1)内閣総理大臣からの事業者への通知、(2)事業者からの計画の申請、(3)内閣総理大臣による計画の認定等のプロセスから成っています。

(1)まず、内閣総理大臣は、景表法に違反する行為があると疑うに足りる事実がある場合に、違反被疑行為について、一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保するうえで必要があると認めるときは、当該違反被疑行為をしている事業者に対し、後記(2)

の認定の申請をすることができる旨などを通知することができます。

(2)この通知を受けた事業者は、通知を受けた日から60日以内に、疑いの理由となった行為等を是正するために必要な措置に関する計画を策定し、これを内閣総理大臣に提出して、その認定を申請することができます。

(3)この申請があった場合、内閣総理大臣は、提出された計画が、

ア 疑いの理由となった行為等を是正するために十分なものであること

イ 確実に実施されると見込まれるものであること

の2点を満たすものであるときは、その計画を認定します。

認定があった場合、措置命令・課徴金納付命令の規定が適用されないこととなりますが、認

定を受けた事業者は、認定された計画に従って疑いの理由となった行為等を是正するために必要な措置を実施しなければなりません。

もし、認定を受けた事業者が、計画を実施していないときは認定を取り消されることとなります。

以上のような確約手続により、違反の疑いのある行為について、迅速かつ確実な是正が、期待されます。

## 課徴金制度の見直し

課徴金は、売上額を基礎に算定されることになっています。そのため、違反した事業者に対して売上額について報告を求めています。売上額のデータを整備していないなどの理由で、売上額について報告ができないケースがあります。このような場合には、通常と比べて調査に時間を要することになりますし、売上額を把握できない事態も生じ得ます。

そこで、改正後の景表法においては、課徴金の計算の基礎となる事実を把握できない期間の売上額を推計できることとする規定を設けることにしています(改正後の景表法8条4項)。

また、課徴金制度は、金銭的不利益処分を課すことで違反行為を抑止するものですが、事業者の中には違反行為を繰り返す者もいます。そのような事業者との関係では、現行の景表法の課徴金制度は抑止力が足りていないと考えられます。

そこで、改正後の景表法においては、さかのぼって10年以内に課徴金納付命令を受けた者については、1.5倍に割り増した算定率で課徴金を算定する規定が設けられています(改正後の景表法8条5項、6項)。

このような見直しにより、課徴金制度の抑止力の強化を図っています。

## 罰則規定の拡充

現行の景表法においては、優良誤認表示等の違反行為を直接に処罰する規定はなく、措置命令に従わなかった場合に処罰されることになっています。しかし、違反行為をする事業者の中には、表示内容について何ら根拠を有していないことを認識したまま表示を行うなど、悪質性の高い事業者もいます。このような悪質性の高い事業者については、現行の景表法の措置命令等は抑止力として十分とは言えません。

そこで、改正後の景表法においては、優良誤認表示又は有利誤認表示については、措置命令を経ることなく、直ちに処罰することができる規定が設けられています(改正後の景表法48条)。

## 今後について

改正法の附則1条において、原則として、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしています。現在、2024年10月の施行をめざして、準備を進めています。

施行準備のための作業としては、関係者に対する周知・啓発のほか、下位法令・運用基準の整備があります。そのため、2024年2月16日から3月18日にかけて、不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令、不当景品類及び不当表示防止法の規定に基づく確約手続に関する内閣府令、確約手続に関する運用基準などについてパブリック・コメントの手続を実施しました。4月18日に、寄せられた意見に対する考え方を公表するとともに、成案を公表しています。今後は、これらの下位法令・運用基準についても、しっかりと周知を図ってまいります。